

第2回

新宿区次世代育成協議会

令和元年9月11日（水）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午後 3時00分開会

○事務局 本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第2回新宿区次世代育成協議会を開催いたします。

まず初めに、定足数を確認させていただきます。

(定足数確認)

次に資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

続きまして、吉住健一新宿区長から、ご挨拶申し上げます。

○吉住会長 皆さま、こんにちは。区長の吉住でございます。本日はお忙しいところ、令和元年度第2回新宿区次世代育成協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆さまには、日ごろより、区の次世代育成支援施策へのご協力をいただくとともに、次世代育成協議会におきまして大変貴重なご意見をいただき、心から感謝を申し上げます。

7月に開催しました第1回次世代育成協議会では、計画の骨子案についてのご意見をいただきました。その後、2回にわたり部会を開き、次期計画の素案についてご議論をいただきました。

部会の皆さまにいただいたご意見や、庁内に設置した次世代育成支援推進本部会議での検討を踏まえ、まとまりました計画素案について、本日、ご説明をさせていただきます。

また、最近の次世代育成支援に関する取組みにつきまして、いくつか動きがございましたので、紹介をさせていただきます。

1点目は、国が子ども・子育て支援法を改正し、この10月1日から、幼児教育・保育の無償化がスタートします。当区においても、3歳児から5歳児クラスのお子さんの認可保育園、認定こども園、幼稚園の保育料のほか、保育の必要性の認定を受けた場合は、認証保育所などの利用料も上限額の範囲で対象となります。詳細は、区のホームページや広報新宿等でお知らせをいたしますが、ご不明な点がございましたら、保育課や教育委員会事務局の窓口にお問い合わせください。

また、昨日、定例記者会見でご説明させていただきましたが、2021年に設置を予定していました児童相談所について、今年の4月1日から児童福祉司、児童心理士の配置基準が変わり、当初、当区の場合、児童福祉司は10名、児童心理士は5名が基準でしたが、児童福祉司は19名、児童心理士は10名と、ほぼ倍の人数が必要ということになりました。

特別区で児童相談所を設置できる法律改正がある前から、区職員の派遣研修を行っていた

ので、ある程度の人材は確保できていましたが、急に倍になり、基準に間に合わせる事がほぼ不可能であろうと、最低3年程度を限度としながらも延期することを、昨日発表させていただきました。

一方、区内にある4か所の警察署と区役所で、児童虐待防止に向けた情報共有に関する連携協定を締結しました。これまでも、区の子ども総合センター及び子ども家庭支援センターと警察署は、連携をしながら虐待事案に対応してまいりましたが、協定において緊急時にごのような情報を共有するかを明文化し、判断で時間をとることがなく、スムーズな連携を図ることにより、虐待への早期対応・未然防止をしていきたいと考えています。

このような形をとらせていただきながら、就学前児童の教育・保育の充実、児童虐待への対応に加え、また妊娠期から切れ目のない支援、安心できる子育て環境の充実、子どもの貧困の連鎖の防止等、子どもと子育て家庭を支援する施策や事業を総合的に展開できるよう、皆さまのご意見を伺いながら次期計画を策定していきたいと考えています。

本日も活発なご意見、よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、事務局を担当しています子ども家庭部職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

また、本日、皆さまからのご質問にお答えさせていただくため、各部より、次世代育成支援推進本部幹事が出席しております。

それでは、次第の3、議題に入らせていただきます。

新宿区次世代育成協議会条例第3条では、この協議会の会長は区長となっています。これからは、次第に沿いまして区長が進めてまいります。

○吉住会長 お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

議題、(仮称)新宿区子ども・子育て支援事業計画素案について、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局 お手元の資料は、計画素案の検討資料です。部会でいただいたご意見は、現在担当部署で調整中のものもあり、一部未反映の部分もあります。本日の協議会の内容も踏まえ、今後、計画素案としていきます。

資料の1枚目が目次です。計画の第1章は計画の基本的な考え方、第2章は目標別の取組みの方向、第3章は量の見込みとその確保方策という形になっています。なお、参考資料は、当計画に係る事業の一覧です。

主な内容の部分についてご説明をさせていただきます。

1ページの計画の位置付けについてです。下の図右側「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを図るために、法律に基づいて定めている計画です。左側の「市町村行動計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、妊娠期から世帯形成期を対象に、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組みについて、施策の方向性を示しているものです。

この2つの法律に基づく2つの計画を包含したものが、今回策定します「新宿区子ども・子育て支援事業計画」です。これまで両計画名を併記していましたが、今回から名称を統合し、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」としました。

11ページをご覧ください。計画全体の構成と目標です。総合ビジョン、基本目標、施策目標という構成になっています。総合ビジョンにある「子育てコミュニティタウン新宿」を推進するために、本計画では「子育てしやすいまちの実現」を基本目標として掲げるとともに、その下に、1「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」、2「健やかな子育てを応援します」、3「きめこまかなサービスですべての子育て家庭をサポートします」、4「安心できる子育て環境をつくります」と4つの施策目標を掲げ、そこに施策と事業がぶら下がるという計画の体系になっています。

なお、この施策目標以下の計画策定に当たっては、図の中ほど右側の「計画策定に当たっての4つの視点」として、1「子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点」、2「子育て家庭の多様なあり方を尊重する視点」、3「子育てを社会全体で支援する視点」、4「サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点」の4つの視点を持ちながら、施策目標以下の計画を策定しています。

13ページをご覧ください。「子育てコミュニティタウン新宿」を目指し、「子育てしやすいまちの実現」を基本目標として、数値目標を掲げています。平成30年度に実施しました次世代育成支援に関する調査結果である、就学前児童保護者が「子育てしやすいまちだと思う」人の割合59.3%、小学生の保護者61.9%を現状とし、令和6年度には、双方65%にまで引上げることを、数値の目標として掲げています。

数値目標設定の考え方につきましては、下の枠組みのところに記載しているとおりです。

15ページをご覧ください。6「施策と主な事業」で目標1から目標4まで、その中に、目標1で5つ、目標2で2つ、目標3で7つ、目標4で4つの施策、合計で18の施策で構成されています。また、①、②、③は、その施策から出ている枝の施策ですが、この枝の施策も18あり、4つの目標、18の施策、そして18の枝施策で、計画は構成されています。

新規項目について説明します。目標1の1の②「虐待から子どもを守るための取組み」、③の「子どものいじめや不登校等の防止の取組み」、目標3の1の③「子どもの貧困問題に向けた取組み」の3つを、今回の計画で枝施策として新たな項目としました。

数の目標などで重要な課題となる目標3の2の「就学前の教育・保育環境の充実」の中の、①「保育所待機児童の解消」、②「保育サービスの充実と質の確保」及び目標3の3「放課後の子どもの居場所の充実」の中の、①「学童クラブの充実と質の確保」、②「放課後子どもひろば等の充実」について、一部ですがご説明をさせていただきます。

21ページの第2章の目標別の取組みの方向については、施策の体系の中の①、②といった枝施策があります。例えば目標1は「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」、施策として1番が「未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて」、枝施策として①「すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利」となっています。この①のレベルで、現状と課題、取組みの方向、主な事業と、3つの大きな項目で、施策が構成されています。

25ページをご覧ください。②「虐待から子どもを守るための取組み」です。現状と課題について、特に取組みの方向と主な事業の部分についてご説明します。

26ページの下に取組みの方向とあります。1つ目として、様々な育児支援や養育支援事業を提供することで、育児の負担感や困難感を軽減していくということです。

2つ目として、相談とネットワークの充実です。子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みの強化を図るとともに、子ども総合センターを中心として、関係機関が効果的かつ有機的に連携して、問題の解決を図っていきます。

3つ目として、児童相談所の開設準備です。専門性のある職員を育成するため、都や近隣県、市の児童相談所への職員の派遣研修などを通して、人材の育成・確保につなげていきます。また、一時保護所の職員体制を検討するとともに、都や近隣県、市の一時保護所への職員の派遣研修を実施し、人材の育成に取り組んでいきます。また、里親の普及に向けた啓発活動に取り組んでいきます。なお、児童相談所の開設時期については、人材の確保・育成の観点から、令和3年4月から3年程度、延期することとしました。

主な事業は、記載のとおりです。

29ページをご覧ください。枝施策の③「子どものいじめや不登校等の防止の取組み」です。取組みの方向は、「いじめや不登校等の防止の取組みの充実」として、新宿区における不登校対策の基本方針に基づき、不登校未然防止の取組みを推進します。また、不登校担当者連

絡会の実施等により、教職員の理解・啓発を図ります。さらに、不登校の未然防止や学校復帰のための家庭への支援を充実させていきます。

また、いじめや不登校に関わる学校や教育センターにおける取組みを、より一層充実させます。主な事業として、「新宿子どもほっとライン」があります。

なお、このいじめや不登校の対応につきましては、新たな国の方針が出される予定があり、この計画策定期間中に出された内容につきましては、それに対応して計画の記載内容も変更する予定があります。その際は、また皆さまにご報告いたします。

少し飛びますが、72ページをご覧ください。子どもの貧困問題に向けた取組みにつきましては、今回、施策として改めて項目としたものです。

73ページの取組みの方向です。まず、「全庁での総合的な取組み」として、子どもの貧困対策検討連絡会議において、子どもの貧困対策の関係部署が連携し、課題の整理や実態の把握、情報の共有や指標の確認や事業の進捗管理等を行っていきます。

次に、「子どもの貧困対策に資する事業の推進」です。区は、これまで行ってきた事業を「子どもの貧困対策に資する」という視点で整理し、国の大綱の柱である教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援などに分類し、約160の事業の進捗管理をしています。引き続き、子どもの貧困対策に関する事業を全庁で展開し推進していきます。

3つ目、「わかりやすい情報の発信と周知の充実」として、子育て支援策ガイド等の発行です。子育て支援策ガイドは、区の子育て支援策と相談窓口を一覧にし、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として、平成30年度から毎年作成し、区立小・中学校を通じて全世帯に配布しています。

次に、74ページ「子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり」です。区は、学校やPTA、民生・児童委員や地区青少年育成委員会など、地域で子どもの育ちを支援する皆さまと連携して、支援を必要としている子どもや家庭を支えていくまちづくりを推進していきます。

次に「指標の設定と実施状況等の確認」です。国が大綱で定めている貧困の連鎖の防止に関する指標のうち区が比較できる16項目に、区が独自に設定した8項目を加えた24項目を区の指標としています。これに基づき、毎年施策に関する実施状況や、効果等の把握・検証を行い、指標の検証をしていきます。

主な事業は、75ページに記載のとおりです。

新たな項目は、以上です。

その他の主要な項目として、77ページの「保育所待機児童の解消」があります。取組みの方向では、「事業計画に基づいた保育所等の整備」として本計画に基づき、多様な手法によって地域の実情に即した保育施設を整備し、受入れ枠の拡大を図ることで、待機児童の解消を目指していきます。

まず、大規模な開発に伴いましては、保育施設の設置に協力いただけるよう、要請及び協議をしていきます。次に、認証保育所が様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることができる施設形態であるということを踏まえながら、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。このように様々な手法により、待機児童対策を進めていきたいと考えています。

続いて、79ページの「保育サービスの充実と質の確保」です。取組みの方向のひとつ目は、①「多様な保育サービスの充実」として、延長保育や休日保育、また定期利用保育一時保育などの充実を図っていきます。病児・病後児保育については、引き続き実施していきます。また、ファミリーサポート事業については、保育施設の開始前・終了後の預かりや、保育施設への送迎などを実施していきます。

②「保育の質の向上」では、指導検査を実施し、適正な運営と保育の質の向上を図っていきます。また、保育現場の課題に応じ、研修を計画的に実施していきます。

80ページをご覧ください。保育人材の安定的な確保に向けての支援や事業評価・第三者評価を行っています。また、民間事業者が開設した保育施設等においては、区が相談、助言を行っています。

84ページをご覧ください。「学童クラブの充実と質の確保」です。

取組みの方向について、①「学童クラブの事業の質の向上」では、子ども・子育て会議や、利用者アンケート等を踏まえた環境整備やプログラムの提供に努めていきます。また、学童クラブ主任会議等を通じた課題検討や情報共有を行っています。また、巡回等により運営状況を継続的に確認するとともに、事業者に助言や研修参加の勧奨も行っています。

85ページをご覧ください。②「事業スペースの拡充」では、児童館内の学童クラブの場合、専用スペースの拡大を進めていきます。また、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施を検討していきます。小学校の教室は、児童数の増加に伴い、学童クラブとしての活用は困難な状況が予想されますが、学校施設の利用については、引き続き教育委員会と調整を行います。また、民間学童クラブの誘致や区施設活用の中で、検討をしていきます。主な事業は、学童クラブの充実等です。

86ページ、「放課後子どもひろばの充実」です。取組みの方向として、87ページ①「放課後子どもひろば等の充実」として、児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図っていきます。また、新・放課後子ども総合プランに基づき、小学校内学童クラブの利用児童だけでなく、児童館内学童クラブ利用児童も放課後子どもひろばにより一層参加しやすくなるよう、連携を深めていきます。また、学童クラブと放課後子どもひろばを可能な限り一体的に実施することで、全ての児童が放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにします。

②「障害のある子どもの放課後支援の充実」です。就学している障害のある子どもを対象に、安心して過ごせる場を充実させていきます。また、保護者のレスパイトや就労への支援のみならず、障害のある子どもの社会性の習得や友人関係の構築を支援していきます。

主な事業といたしましては、放課後子どもひろばの拡充等です。

第2章の主な部分は以上のとおりです

113ページから第3章になりますが、担当から主に数の見込みや確保策について説明させていただきます。

○事務局 第3章についてご説明申し上げます。

113ページをご覧ください。1の(1)子ども・子育て支援新制度の概要の最後の記載のとおり、子ども・子育て支援新制度は「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える仕組みであり、そのために区市町村がこの子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

下の表が、子ども・子育て支援法において国で定めている必須記載事項と任意記載事項です。任意記載事項については、1章・2章の中で記載していますが、この第3章につきましては、必須記載事項に当たる量の見込みと確保方策について説明しています。

114ページに記載しています「子育てのための施設等利用給付」は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い新たに加えられました。この枠の中の事業は、今後、保育の必要性の認定を受けた上で、無償化されるということになります。

これに伴い、116ページ(5)認定において、2つの表のうち下の表については、新たな給付認定の枠組みとして、無償化に伴い、今回の計画で新たに追加されたものです。

117ページの(7)「地域子ども・子育て支援事業」です。地域の実情に応じ、全ての子育て家庭を支援する多様な事業となっています。延長保育事業や放課後子どもクラブ、病児保育事業等、13の事業が位置づけられています。これからの説明では、これらの事業については「13事業」と略して説明させていただきます。

続きまして、子どもの人口や教育・保育施設の現況についてご説明をさせていただきます。

119ページをご覧ください。上のグラフが就学前児童の人口と出生数です。折れ線の出生数は、各年の1月から12月、年間の合計です。一番右の令和元年度は、現状、数が出ておりませんが、出生数全般としては増加傾向にあります。

計画に大きく影響するような変動はありませんが、最新の人口推計の値、今後決定する保育施設等の確保数等は、今後更新する予定です。

下のグラフは、子どもの将来人口の年齢区分ごとの実績数と、人口の推計値です。0歳から2歳、3歳から5歳、6歳から11歳と分けて掲載しています。5歳までの就学前児童数のピークとしては、令和3年度が予想されていますが、その一方で6歳から11歳、小学校の年代につきましては、その後も増加傾向が続く予測となっています。

120ページ上のグラフは保育施設の定員ですが、ここ10年間の保育施設の定員の確保の状況です。下の棒グラフはこの間の保育所の申込者数、折れ線グラフは待機児童の状況です。区でもこの間、保育所の確保を続け、定員数は伸びています。共働き世帯の増加といった社会的な状況の変化に伴い、申込者数についてもほぼ一貫して増えている状況がご覧いただけます。

121ページをご覧ください。上の表は保育施設の利用状況です。一番右側の計の欄をご覧くださいと、年々利用数の伸びがある状況がおわかりいただけると思います。

下の棒グラフは、幼稚園の利用状況です。この5年間については、大きな変動はありませんが、今後、教育・保育の無償化に伴う状況の変化については、注視をしていく必要があると考えています。

122ページをご覧ください。「学童クラブの利用状況」です。平成27年度に学童クラブの対象が小学校6年生まで拡大されたことに加え、小学校の児童数自体も、近年増加傾向が続いていることから、利用の伸びが続いている状況です。

125ページです。保育施設の整備にあたり、1期前の計画から上の囲みのとおり、特別出張所の区域を3つから4つの単位でくくり、整備方針を定めるために区内を3地域に分けて、整備の方向性を決めています。生活圏から若干離れた地域もありますが、再開発、大規模再開発等の動向や、この間の保育所の整備状況等を鑑みて、この枠組みで検討をました。

今後については、このような区分け等も含めて検証し、必要性が認められる場合については、柔軟かつ適切な見直しを図ってまいりたいと考えています。

なお、下の表組みの最下段には、各地域の児童数に占める定員の割合を掲載しています。

この前の期の計画では、37%台から52%台とばらつきがありましたが、現在は、54から57%とかなり接近した割合となっている状況です。

127ページ（3）「教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定」では、幼児教育施設と先ほどの13事業は、現状において広域で利用が行われているところから、区内全域を1つの区域として設定するという旨が記載しています。

なお、126ページ、127ページには、この3区域の状況の詳細を記しています。

東南地域は、再開発の影響を見据え、再開発事業者と保育施設の確保に向けた調整と、ファミリー世帯住宅の戸数等の情報の共有が必要なものと考えています。

中央地域において、5年前は、そのほかの地域よりも保育施設の確保が進んでいた状況にありましたが、現在は極めて状況が近似しており、今後は他の地域同様、地域の中の保育ニーズの状況を詳細に検証した上で、整備の検討をする必要があると考えています。

西北地域は、以前よりも確保が進んでいますが、まだ保育ニーズが伸びるものと見込んでいます。したがって、今後も引き続き整備を進める必要がある地域と認識しています。

128ページ「教育・保育の量の見込み」については、昨年実施した次世代育成支援に関するアンケート調査をもとに、中央の表組みにあるような父親、母親それぞれの就労形態や仕事の拘束時間により世帯の状況を類型化し、調査結果の積み上げを行い、量の見込みとしました。

130ページは、東南地域における令和2年度から令和6年度の4月1日と年度末の状況を掲載し、量の見込みと年度末確保数の差を差引数として一番下に表しています。この差引数がマイナスとなっていると、確保が実現できないという表になっています。

下の表の、令和5年度、6年度の差引数が、それ以前と比べてやや多くなっています。確保数の中に、今後の予定として、再開発に伴う保育施設の確保も組み込んでいる関係で、こうした予測となっています。

再開発につきましては、事業者と今後調整をした上で、適切な数での確保をする必要がある反面、数としては一定の見込みが立っているというようなことも言える状況です。

131ページは、中央地域の状況です。一番下の差引数について年度を通して比較すると、5年間で余りばらつきはないものの、個別の状況を分析した上で整備をしていく必要があると考えています。

132ページをご覧ください。この表は、保育認定区分に従って表していますが、特に1・2歳児の差引数に余裕があまりないといった状況でございます。このため、この地域につき

ましては、特に1歳児を中心とした整備が引き続き必要なものと考えています。

133ページ、「幼稚園等の量の見込みと確保数」です。区立幼稚園、私立幼稚園や子ども園の幼稚園機能あるいは子ども・子育て支援新制度の対象としての確認を受けない幼稚園等の現況を鑑みた上で精査をし、令和6年度まで5年間、量の見込みがあっても、現状の定員の枠組みの中でそのニーズを消化できると見込んでいます。なお、量の見込みについては、教育・保育の無償化も織り込んでいますが、実際の影響としては、引き続き注視をしていく必要があると考えています。

135ページは、区の就学前児童の教育・保育施設全体の状況をあらわす表です。特に保育施設は、確保方策を進めることにより5年間の確保を見込むものですが、幼稚園も含め、無償化の影響等の詳細につきましては、今後毎年の見直しの中で、さらに検証を加えていきます。

139ページの学童クラブの状況については、量の見込みを踏まえ、今後さまざまな確保方策を講じていき、一定の確保に向けて取り組んでいきます。また、毎年、量の見込みを確認する中で、状況の詳細な検証と実効的な確保方策の検討を引き続き進めていきます。

144ページの病児保育事業の状況です。量の見込みを踏まえても一定の確保ができると見込んでいますが、お子さんの病気やその後の回復期の保育の施設のため、インフルエンザ等の流行疾病の時期には定員が埋まってしまい、使いづらいといった声も聞こえています。今後、利用の状況等の実態注視し、より詳細に検証していきたいと考えています。

量の見込みと確保数の説明につきましては、抜粋して説明させていただきました。

○吉住会長 ありがとうございます。

ただいまの素案をつくるまでに、8月28日と9月2日に部会を開催していますので、部会長からの報告をいただいた上で、質疑をしていただければと思います。

それでは、部会長、お願いいたします。

○福富副会長 8月28日と9月2日、部会を開きました。

8月28日は、事務局から素案について詳細にわたって説明をいただき、その日は、それに対する質疑応答は時間的に無理でした。

9月2日に、前回の説明を受けて皆さんそれぞれお読みいただき、質疑を活発にいたしました。いくつかその質疑の内容をご紹介しますと思います。

1つは、教育の問題です。今後も教育に関しては教育委員会と相談しながら、子どもの支援、子どもの発達支援という視点から特に先生への支援ということも、計画の中に組み込ん

でいく必要があるのではないかというご意見をいただきました。

児童相談所の問題については、児童相談所の職員はかなり専門色が高く、十分な資質を持った職員の配置をすべきだという意見が出ました。今回、国の方針で配置人員の基準が多くなったということですが、人員の確保が整わないまま見切り発車をするのではなく、十分に専門性を持った人材を確保してから開設するという区の方針が決まり、部会での議論の方向とかなり一致していると思いました。

子育ての問題では、認証保育所の認可保育園化が前面に出てきていますが、子育ての方法は非常に多様で、必ずしも認可保育園だけを重視するのではなく、様々な形の保育のあり方があるというご意見をいただきました。大変貴重なご意見だと感じました。

学童クラブにつきましては、区から区民に対して、学童クラブだけではなく、放課後子どもひろば等も含めたありようや実態についての発信が大変少ないのではないかというご意見がありました。特に学童クラブの数の問題はさることながら、内容等々について、区からもっと積極的に情報を発信すべきとのご意見をいただきました。

それから、新宿区の保育提供区域の3つの区分けの問題ですが、住民の実際の生活実態から考えると、区分けが本当に妥当なのかとのご意見をいただき、かなり議論いたしました。結果的には、現在設定している保育提供区域は、絶対的なものというよりも、今後の対応の中で組みかえの可能性があるという説明がありましたが、生活実態との兼ね合いの中で、今後考えていったらいいのではないかと思います。

最後の第3章の量の確保の問題は、かなり具体的な数値も説明を受けましたが、逆に量が余りにも前面に出てしまうと、実際の質的な問題がつついおろそかになってしまうのではないかという懸念がご意見として出されました。確かに、数だけに注目してしまうと、数が合う、マイナスが出ないようにということだけに注目してしまうあまり、実際のそれぞれの施設等々に対する質的な配慮がおろそかになってはいけないというご意見は、大変貴重だと思いました。

このように、かなり広範なところで、部会での議論がなされました。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、もう少しお時間をいただきまして、計画策定の今後のスケジュールについて、事務局より説明させていただきます。

○事務局 素案検討資料の9ページをご覧ください。本日もご意見をいただき、計画の素案が完成した後は、10月に庁内手続などを経て、11月15日から12月10日まで10地域において、夜間、

昼間、土日、いろいろな曜日、時間帯で説明会を行います。

10ページに、この説明会の期間に合わせ、広く区民の皆さまからご意見をいただくパブリック・コメントを予定しているところです。

その後、こちらに記載はありませんが、1月に部会を開催し、計画案の協議をしていただきます。そして、2月に当協議会を開き計画案を協議していただくことを予定しています。

○吉住会長 ここまで説明が続きましたが、素案、議論、スケジュールにつきまして、ご質問やご意見をいただければと思います。

委員、お願いいたします。

○委員 今回、児童相談所の件では、職員の人数を増やしていただけますことに感謝申し上げます。開設が多少遅れるということですが、充実した形で始まるのが大事だと思います。

現在、真犯で保護されたお子さん、虐待で保護されたお子さん、お母さま、お父さまが病気で保護されたお子さん、全部ひとつのお部屋で過ごしています。子どもは寂しいという部分は、同じだと思いますが、できたら、保護理由別に分けて保護ができるようにしていただきたいと思っています。ご検討をお願いします。

○吉住会長 事務局お願いします。

○事務局 児童相談所移管準備担当です。

一時保護所は、新宿区内に設置する予定ですが、12名と小規模の施設です。学齢男子、学齢女子、幼児とフロア分けを考慮しており、虐待のお子さん、真犯のお子さん、病気のお子さんという、保護理由別に分けてのお部屋というのは難しいかと思います。中には、個室等もありますので、運営の中で、お子さんの状況に沿った丁寧な対応をしていけるようにしていきたいと考えております。

○吉住会長 今はエリアごとになっていますが、他の地区にも一時保護所がつくられ、今後は相互利用ということもあると思います。特に虐待事案の場合は、親がすぐに駆けつけられる場所ですと、入口で待っている等様々なことが想定されますので、今、特別区でも各区と相談をしながら、よりよい形をつくりたいと思っています。

そのほか、ご質問やご意見、ございませんでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

○委員 無償化によって区立幼稚園の人数が減ってしまうのではないかという懸念があり、一回定員が割れてしまうと休園にどんどん追い込まれていくので、今年度、何か対策があると

助かると思っています。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会お願いします。

○事務局 ご質問、ありがとうございました。

先だつての教育長を囲む会におきましても、そのようなお話をいただきました。

区としましては、区立幼稚園が区立小学校との結びつきが大変強い位置にあり、そこを説明しながら、区立幼稚園が定員割れを起こさないように入園の募集をしたいと思っています。

ただ、現在の編成基準等では、3歳児においては、20名定員の中8名に満たない場合は学級編成を行いません。これは、集団での活動にある一定の規模の人数が必要となってくるといふ教育的な配慮も含めての基準です。ただ、そのような定員割れを起こさないように十分周知をしながら、募集を徹底していきたいと考えています。

○吉住会長 ありがとうございました。

そのほか、ご質問やご意見、ございませんでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

○委員 第2章の目標3、75ページ、子どもの貧困対策に向けた取組みで、区が設定した8項目について、お伺いします。

7番に区内で活動している子ども食堂等と書いてありますが、これは子ども食堂の数をカウントするののかというのと、その数字が増えてきた場合をよしとするのか、減った場合をよしとするのか、方向をお知らせください。もう1点は、次の8番ですが、子ども未来基金を活用した助成活動とありますが、子ども未来基金は4年しかいただけないとなると、数には上限があり、そこから卒業した団体に関しては、活動をしても数の中にカウントされないと思うと、これもどのように評価するのかが方向性が見えないので、教えていただければと思います。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、子ども食堂、子どもの貧困について、担当からお願いします。

○事務局 子ども食堂に関しましては、区が支援して、子どもたちのために地域の自主的な活動が盛んに行われているということが、子どもたちを支援するひとつの指標ということで、増えるということを基本的には良いということで、指標と設定しております。

子ども未来基金につきましても、同じ形で考えていまして、支援の手が増えるということが重要と考えて、指標として設定しているところです。

○吉住会長 そのほか、ご意見、ご質問、ございますか。

それでは、委員、お願いします。

○委員 新宿区がつくろうとする児童相談所について大きな関心と期待を抱いています。時間が足りないかもしれませんが、新宿区独自で検討委員会のような区民の意見を出せる場がないものかと考えています。毎日のように事件・事故があり、我々はマスコミを通じて、警察、当事者、児童相談所、教育委員会などの連携不足を知ることとなっています。区民の中にもこのような問題に関心をお持ちの方がいるかと思うので、私たちはこのような方向性で児童相談所に期待しているということが盛り込めるよう、ぜひお願いしたいと思います。

東京都と区との住み分けの問題等もありますが、改めてそのあたりの話が聞ければありがたいと思います。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、担当よりお願いします。

○事務局 ご意見をありがとうございます。

新宿区は、現在関係機関との連携として、4警察との協定を結ばせていただき、日々情報の共有、課題の共有を行っています。また、現在、東京都との連携強化事業を実施しており、東京都の児童相談センターに新宿区の管理職を派遣して、新宿チームのリーダーとして対応をしています。

そのような意味では、新宿区の子どもたちの虐待の対応、早期発見については、東京都や関係機関と連携をしっかりとやっていると思っています。

将来的には、新宿区も児童相談所を設置し一元的な支援をしていけるように、努力をしていきたいと思っています。今後、人材の確保、育成を早急に努力し、具体的な新宿区の児童相談所のあり方、運営の仕方については、区民の皆さまのご意見もいただけるような機会を設けながら、しっかりと開設に向けて努力していきたいと思っています。

○吉住会長 ありがとうございます。

そのほか、ここまでの議題に対しますご質問やご意見、ございませんでしょうか。

それでは、委員、お願いいたします。

○委員 訂正したほうがいいと思われることと質問があります。

1点は、122ページの「学童クラブの利用状況」で、急増している理由として「学童クラブ対象児童が小学校6年生までと拡大されたこともあり」となっていますが、私たちからすると印象が大分違うと思います。対象が6年生まで拡大されたから急増しているのではなく、

1年生から3年生自体が増えており、現状、ぎゅうぎゅうの状態、4年生以上はほぼ入れず、これが常態化しています。そのため、申し込みさえしていない保護者もいます。対象が6年生まで拡大されたので利用者が増えたみたいな書き方だと、事実と違う気がします。

84ページ「学童クラブの充実と質の確保」の中段に、「31年4月には、区立学童クラブ全体の総定員1,610人に近い登録がありました。」「定員を超えて受入れを行っている学童クラブもあります。」という記載がありますが、これも実態と違います。現在の定員超過の状況を区のホームページで見たところ、素案は4月現在ですが、7月1日現在、定員超過している施設は27施設中21施設になっています。「定員を超えて受入れを行っている学童クラブもあります。」という書き方よりは、「ほとんどの学童クラブが定員超過しています。」と書いてしまいたいぐらいの状況です。

7月1日現在、定期利用の登録者数が1,758人、これとは別に、夏休みだけ、冬休みだけという利用ができるようになっていて、夏休み利用登録が181名いて、今、2,000人近い登録があります。それに比べて、定員は1,490人になっています。ここも書き方がちょっと緩いかなという気がいたしました。

意見としては、小学校の先生のことです。次世代育成支援に挙げられている多くの取組みを支える側の支援も大切だと思います。地域や団体、NPOの活動への取組みや支援は見えますが、学校の先生については、研修や評価をする項目はたくさんありますが、支援についてはあまり見えてきません。

部会での回答は、教育委員会としては、働き方改革として調査して取り組んでいるということでしたが、次世代育成としても、子どもたちが自分らしく成長していけるまちの実現という視点からも、研修や評価だけではなく、子どもたちと十分に向き合うゆとりを確保できるように支援を位置づけるべきだと思います。

79ページ「保育の質の向上」として、80ページに「保育人材の安定的な確保に向けて様々な支援をしていきます」という記載があります。今回、このように安定的な人材の確保が質の向上につながることをはっきり区で認識されているわけですから、ぜひこの点もご検討いただきたいと思います。同時に、待遇の低さから、人員の確保にとっても苦慮している学童保育の指導員やスタッフについても同じです。

ここから質問です。この「保育人材の安定的な確保に向けて支援」は、具体的にどういうことを支援していくのか。学童クラブの指導員や児童館スタッフについても支援の方向ということが検討されるのかどうか、この2点をお聞かせください。

○吉住会長 ご意見、質問をいただきました。回答をお願いします。

○事務局 学童クラブについての記述について、ご意見をいただきました。

学童クラブの実際の登録数は、122ページで1,868人ということでお示ししていますので、84ページについては、今、修正の方向で準備をしているということで、ご了承ください。

学童クラブ職員の処遇についてですが、学童クラブの児童指導業務委託や指定管理につきましては、新宿区では、公募の形で事業者の方から提案をいただき、区民委員の方も含め、選定委員会を設置して選定をし、事業者を決定するという手法をとっています。

事業者としてどのような形で職員の雇用の安定を図っていくのか、日々の本部のバックアップ体制はどうなっているのかという提案をきちんと確認しながら、事業者選定をしているので、基本的に待遇面ではまずいようなところはないと認識しています。

ただ、選定の段階でプレゼンテーションされた内容が、日々きちんと反映されているのかということ、区では毎月一回、区の職員が現場を巡回し、年に一回、事業評価ということで、実績報告を含め、本部の職員にヒアリングをしています。確認の中で改善されていないものに関しては、改善に向けた指導もしておりますので、区の役割は果たしているという認識でございます。

○吉住会長 教員への支援についてお願いします。

○事務局 教員への支援に関してのご質問、ありがとうございました。

教育委員会では、教員の職務が子どもたちの成長に大きく関わってくることから、平成29年度に教員の勤務実態調査を区独自で実施しました。その結果として、やはり国とか東京都と同様に、教員の長時間勤務の実態が明らかになりました。

新宿区では、平成30年度から、この教員の長時間勤務の実態を解消することを目的に、教員の勤務環境の改善、働き方改革に取り組んでいます。その中で、実に34に及ぶ具体的な方策を実施、既に実施しているものもありますが、実施途中、これから行うものもあります。それらを実行し、質の高い教育活動を継続することを目的に、子どもたちに向き合う時間を確保するといったことで取り組んでいます。今回の計画の中に、目標1「未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために」①「質の高い学校教育の推進」の項目があります。この中に働き方改革の推進といった項目、方向性、取組みの方向を盛り込ませていただきます。具体的な主な事業の中でも、先ほど申し上げた34の方策の中から事業を取り上げて、盛り込みをさせていただければと考えています。

○吉住会長 ありがとうございました。

そのほか、ご質問やご意見、ございますか。

ないようでしたら、次第4の意見・情報交換入させていただきます。

委員の皆さまのお立場から、次世代育成に関わることなどにつきましてご発言いただければと思います。ご発言される方は挙手をお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

本日予定していた議題は終了しました。

それでは、学識のお二人の先生からそれぞれご意見、また今日のご感想なども含めて、ご発言いただければと思います。

それでは、まず、太田先生からお願いいたします。

○太田委員 2回の部会と今回の協議会と、短期間にこれだけの施策等をまとめていただきましたこと、ご尽力に感謝申し上げます。

2回の部会を踏まえて、今回の協議会での内容が改善されていると感じました。

たくさんの施策やサービスの提供を、区民の方々が理解をして、活用するに至るまで、なかなか困難が生じると思います。今回の素案につきましては、前回から改善をされ、わかりやすい情報の周知ということが多く書かれていました。また、新宿区独自のプログラムがたくさんあり、初めて読んだ人にはわかりにくいところなのですが、ページの下に細かく説明がなされていて、それは本当にわかりやすいと思いました。

ただ、乳幼児、小学生、中学生までのことには議論が活発ですが、単身者のことや自殺のこと等、若者支援については部会でも議論がなされませんでした。たくさんの活発な議論が行われましたが、若者の支援というところまで見通せていないことが、私としては心残りです。児童相談所設置についても、新たな試みとして充実するというので、今回の計画には直接組み込まれなくても、新たな課題が見つけれられたということで、向き合っていければと思っています。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして福富先生からお願いいたします。

○福富副会長 実は、私は今日、3冊目の素案検討資料をいただいています。部会の直前にもいただき、部会で説明を受け、それからそんなに日数がたっていませんが、今回の資料と前回いただいた資料とを全部突き合わせしてみました。すると、付箋を張ってあるこれだけの箇所が変わっていて、大きな変化は、難しい用語について30に及ぶ脚注が加わっていました。

必ずしも部会で議論されたことが、全て反映されているとは申しませんが、その方向性が変更反映されていることを、私はすごく感じました。事務局の方々の努力に改めて敬意を表したいと思っております。

何よりも、児童相談所の開設が延期ということになりましたが、特に児童相談所については、今、全国的に問題が山積しています。新宿は新宿としての地域柄もあり、独自のいろいろな相談案件が当然起こってくると思います。区の児童相談所ができるということは、区民の身近なところでの即応、即断、即決ができる機会が増えてくると思います。そういう意味で、私は大変期待しています。児童相談所の職員は本当に専門性が高く、相談員は誰でもできるものではありません。専門性の高い相談員が確保できるような、新宿の児童相談所はすごいと言われるような体制をぜひつくっていただければと思います。新宿はそれができる区であろう、素晴らしい区の児童相談所が展開されていくであろうと、私は確信しています。それを、心待ちにしたいと思っています。よろしく申し上げます。

○吉住会長 両先生、ありがとうございました。

区といたしましても、今日いただきましたご意見もそうですし、今日お越しいただいている、日ごろ連携してくださっている団体の皆さまとしっかりと協力をし合いながら、子育てしやすいまちを実現していきたいと考えております。

本日、それぞれの立場からご意見をいただきましたが、引き続き、計画策定に結びつけていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、最後に事務局から事務連絡がございます。

○事務局 それでは、次回の会議につきましてご案内いたします。

まず、本日の会議を踏まえ、計画の素案に修正を加えて、地域説明会やパブリック・コメントを行います。そして、地域説明会やパブリック・コメントを経て、計画案を作成してまいります。計画案につきましては、来年1月に部会、2月に協議会を開催し説明させていただきます。日時につきましては、改めて皆さまにご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○吉住会長 以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年度第2回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。

お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございました。

午後 4時22分閉会